

令和元年第5回美幌町議会臨時会会議録

令和元年8月13日 開会

令和元年8月13日 閉会

令和元年8月13日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 同意第 9 号 教育委員会教育長の任命について
日程第 4 議案第 45 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場庁舎建設建築主体工事〕
日程第 5 議案第 46 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場庁舎建設電気設備工事〕
日程第 6 議案第 47 号 工事請負契約の締結について〔美幌町役場庁舎建設機械設備工事〕
日程第 7 議案第 48 号 工事請負契約の締結について〔美幌町屋内多目的運動場建設建築主体工事〕
日程第 8 議案第 49 号 工事請負契約の締結について〔美幌町屋内多目的運動場建設電気設備工事〕
日程第 9 議案第 50 号 工事請負契約の締結について〔美幌町屋内多目的運動場建設機械設備工事〕
日程第 10 議案第 51 号 損害賠償の額の決定について(水道開栓による浸水事故の損害賠償)

○出席議員

- | | | | |
|------|------------------|------|--------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 馬 場 博 美 君 | 8 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 | 藤 原 公 一 君 | 10 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 | 11 番 岡 本 美 代 子 君 | 12 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 | 松 浦 和 浩 君 | 議 長 | 14 番 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君 総 務 部 長 小 室 保 男 君
民 生 部 長 那 須 清 二 君 経 済 部 長 石 澤 憲 君
建 設 水 道 部 長 川 原 武 志 君 病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者 武 田 孝 司 君 総 務 主 幹 関 弘 法 君

防災危機管理主幹	河 端 勲 君	まちづくり主幹	田 中 三智雄 君
政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君	財 務 主 幹	中 尾 亘 君
契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君	税 務 主 幹	片 平 英 樹 君
環 境 生 活 主 幹	渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹	小 室 秀 隆 君
福 祉 主 幹	影 山 俊 幸 君	健 康 推 進 主 幹	大 場 圭 子 君
農 政 主 幹	佐々木 齊 君	みらい農業センター主幹	午 来 博 君
耕 地 林 務 主 幹	中 沢 浩 喜 君	商 工 観 光 主 幹	多 田 敏 明 君
建 設 主 幹	菅 原 勝 君	施 設 管 理 主 幹	以 頭 隆 志 君
建 築 主 幹	西 俊 男 君	水 道 主 幹	御 田 順 司 君
病 院 総 務 主 幹	菅 敏 郎 君	地 域 医 療 連 携 主 幹	高 山 吉 春 君
教 育 部 長	田 村 圭 一 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	浅 野 謙 司 君
監 査 委 員 室 長	谷 川 明 弘 君		

○議会事務局出席者

事 務 局 長	遠 國 求 君	次 長	佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長	鶴 田 雅 規 君	議 事 係 長	新 田 麻 美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第5回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番藤原公一さん、10番坂田美栄子さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る8月9日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和元年第5回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る8月9日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、人事案件1件、議案7件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応を申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、町広報及び議会広報のため、写真撮影を行いますので御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、あわせて御承知お祈りいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和元年第5回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明

を申し上げます。

人事案件について。

同意第9号につきましては、本町の教育委員会教育長矢萩浩氏は、令和元年8月31日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を任命いたしたく、御同意を賜りたいのであります。

工事請負契約の締結について。

議案第45号は美幌町役場庁舎建設建築主体工事について、議案第46号は美幌町役場庁舎建設電気設備工事について、議案第47号は美幌町役場庁舎建設機械設備工事について、議案第48号は美幌町屋内多目的運動場建設建築主体工事について、議案第49号は美幌町屋内多目的運動場建設電気設備工事について、議案第50号は美幌町屋内多目的運動場建設機械設備工事について、それぞれ入札結果に基づき契約することについて議決をいただきたいのであります。

損害賠償の額の決定について。

議案第51号損害賠償の額の決定については、本年3月28日、東1条北3丁目14番地の1、ロイヤルハイム内において発生した水道開栓による浸水事故につきまして、損害賠償の額の決定をするため、議会の議決を求めようとするのであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第3 同意第9号

○議長（大原 昇君） 日程第3 同意第9号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案2ページでございます。

同意第9号教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会教育長矢萩浩氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名、矢萩浩。

住所、生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第9号教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第45号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第45号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の3ページをお開き願います。

議案第45号について御説明申し上げます。

議案第45号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第45号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場庁舎建設建築主体工事であります。

工事の場所、美幌町字東2条北2丁目25番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要。

1、構造。

鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階建て。

2、延べ床面積。

4,738.145平方メートル。

各階層の床面積につきましては、記載のとおりでございます。

3、屋根。

アスファルト露出防水。

4、外壁。

タイル貼りであります。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者名につきましては、三共後藤・道和・ダイイチ特定建設工事共同企業体ほか、記載の3共同企業体であります。

契約金額、13億9,590万円。

落札率は、98.7%になります。

契約の相手方、三共後藤・道和・ダイイチ特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字鳥里4丁目5番地の25、株式会社三共後藤建設美幌支店、取締役支店長、田中和明でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後、令和3年2月15日までとするものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 一、二お尋ねをいたします。

入札行為というのは、事前にいろんな条件が付されております。工期はここに記載のとおりであります。近年、働き方改革ということで、いろんな所で労働時間などが言われているところであります。

今回の役場庁舎というのは、完成時期が決められているところからスタートしているという状況は、私も承知しているところであります。発注者側の行政として、そういう働き方改革、労働時間などを加味した工期の設定、それから価格などを十分配慮しているのかということ、まず確認したいということになります。

いかかでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） ただいまの御質問に答弁をさせていただきます。

議員御指摘のとおり、昨今、働き方改革について、国のほうもいろいろ指導をしているところでございます。

今回、発注に当たりましては、北海道が推奨しております建築工事適正工期算定プログラムなるものがございます。昨今の働き方改革を踏まえまして、完全週休2日制、あるいは、8時間労働等、十分に加味した中で標準的な工期を算定したものでございます。

したがいまして、建築工事の施行に当たりましては、この工期の中で十分に対応していただけるものと考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 8番古舘繁夫さん。

○8番（古舘繁夫君） 理解いたしました。

もう1点、お尋ねしたいのは、完成まで冬季間、冬はたしか2シーズンあると思うのですが、私も記憶が薄いのですが、冬の間は、言葉が適切かどうかわかりませんが、自主施工期間とって、やりたかった

らやりなさいと、そういう優しいという
か、大変都合のよい発注の仕方ではなかつ
たかなど。というのは、冬の間の施工は、
例えば暖房費ですとか、養生などに費用が
かかります。

言いたいのは、そういうことも加味し
て、積算根拠並びに工期など、今、総務部
長が話してくれましたが、そういう働き方
改革並びに労働者不足、技術者不足なども
考えると、私も言っているながら、スタート
からお尻は決まっている中でのことですから、
なかなか大変なことだとは思っている
のですけれども、もう1回言いますけれ
ど、そういう冬季間の施工などについての
配慮はどうなっているのかお願いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁を申し
上げます。

今回、令和3年2月に完成ということで、
非常に限られたスケジュールの中での
発注になってございます。

したがって、冬季間につきまして
も、今回の予定でいきますと、杭工事ある
いは基礎の躯体工事等、冬季間におきまし
てもスケジュールに基づいて作業を行って
いくということになってございます。

来年の夏ごろをめどに、躯体を完成さ
せ、その後内装工事等に入っていくという
ことで、令和3年2月には完成できるよう
に受注業者を初め、関係者ともしっかり協
議の上、対応してまいりたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ
ります。

これから、議案第45号工事請負契約の
締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成
の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決
されました。

◎日程第5 議案第46号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第
46号工事請負契約の締結についてを議題
とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の4ペ
ージをお開き願います。

議案第46号について御説明申し上げま
す。

議案第46号工事請負契約の締結につい
て。

次のとおり、工事請負契約を締結するも
のとする。

記以下につきましては、参考資料により
御説明いたしますので、参考資料の2ペ
ージをお開き願います。

資料2、議案第46号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場庁舎建設電気設備
工事であります。

工事の場所、美幌町字東2条北2丁目2
5番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要であります。一つ目の電灯
設備工事から19番目のエレベーター設備
工事まで、記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者名は、電建・北新特定建設工事
共同企業体ほか、記載の2共同企業体で
ございます。

契約金額、4億150万円。

落札率は、98.5%でございます。

契約の相手方、電建・北新特定建設工事
共同企業体、代表者、網走郡美幌町字美禽
184番地12、株式会社電建美幌支店、
支店長飯坂伸一でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日につきましては、議決後本契

約による。

工期は、本契約後、令和3年2月15日までとするものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第46号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第47号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第47号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の5ページをお開き願います。

議案第47号につきまして御説明申し上げます。

議案第47号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料3、議案第47号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町役場庁舎建設機械設備工事であります。

工事の場所、美幌町字東2条北2丁目2

5番地及び東3条北2丁目1番地。

工事の概要につきましては、1点目の空調設備工事から14番目の消火設備工事まで記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者名は、池田・オホーツク・共栄特定建設工事共同企業体ほか、記載の2共同企業体でございます。

契約金額は、6億4,680万円。

落札率は、97.9%になります。

契約の相手方、池田・オホーツク・共栄特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字大通北2丁目10番地1、池田暖房工業株式会社美幌営業所、所長多田大亮でございます。

契約保証金は、免除。

契約年月日につきましては、議決後本契約による。

工期は、本契約後、令和3年2月15日までとするものでございます。

以上、御説明を申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第47号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第48号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の6ページをごらんください。

議案第48号について御説明を申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開きください。

資料4、議案第48号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町屋内多目的運動場建設建築主体工事でございます。

屋内多目的運動場につきましては、地域住民の健康づくりをより幅広く支援できる施設として、冬季間においても屋外競技スポーツや多目的な活動に利用できる人工芝の屋内運動場として建設を行おうとするものでございます。

工事の場所でございますが、美幌町字西1条南5丁目3番地でございます。

工事の概要につきましては、構造が、地上2階建てで、1階が鉄筋コンクリート造、2階が鉄骨造で、延べ床面積が、1,823.81平方メートルでございます。

屋根は、ウレタン金属複合防水、外壁は、東西面が押し出し成型セメント板、南北面が化粧ガルバリウム鋼板でございます。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者は、道和・宮田特定建設工事共同企業体ほか、記載の2共同企業体でございます。

契約金額は、5億5,330万円で、落札率は98.8%でございます。

契約の相手方、道和・宮田特定建設工事共同企業体、代表者、網走郡美幌町字美禽16番地、株式会社道和建设、代表取締役田村博昭であります。

契約保証金は、免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後、令和2年8月31日までとするものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第48号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第49号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第49号工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の7ページをごらんください。

議案第49号について御説明を申し上げます。

議案第49号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の5ページをお開きください。

資料5、議案第49号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町屋内多目的運動場建設電気設備工事でございます。

工事の場所、美幌町字西1条南5丁目3番地でございます。

工事の概要ですが、記載をしております1の電灯設備工事から17の弱電設備工事のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者は、株式会社電建ほか記載の5業者でございます。

契約金額は、5,335万円で、落札率は99.7%でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字美禽184番地12、株式会社電建美幌支店、支店長飯坂伸一でございます。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後、令和2年8月31日までとするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第49号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第50号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第50号工事請負契約の締結についてを議題

とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（田村圭一君） 議案書の8ページをごらんください。

議案第50号について御説明を申し上げます。

議案第50号工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開きください。

資料6、議案第50号関係。

工事請負契約の締結について。

工事名は、美幌町屋内多目的運動場建設機械設備工事でございます。

工事の場所は、美幌町字西1条南5丁目3番地でございます。

工事の概要であります、記載しております1の暖房設備工事から12の消火器設備工事のとおりでございます。

入札年月日は、令和元年8月8日。

指名業者は、株式会社オホーツク設備ほか記載の4業者でございます。

契約金額は、6,754万円で、落札率は98.4%でございます。

契約の相手方、網走郡美幌町字仲町1丁目15番地、株式会社オホーツク設備、代表取締役高橋清文でございます。

契約保証金は、契約金額の100分の10以上。

契約年月日は、議決後本契約による。

工期につきましては、本契約後、令和2年8月31日までとするものでございます。

以上、御説明を申し上げましたので、御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第50号工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第51号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第51号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議案9ページをお開き願います。

議案第51号損害賠償の額の決定についてを御説明申し上げます。

町は、水道開栓による浸水事故の損害賠償の額を下記のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、平成31年3月28日に発生いたしました水道開栓により、町は、被害者であります佐々木一宏様に損害を与えておりましたが、この損害について、このほど賠償額の合意をいただくことができました。

このことに伴いまして、損害賠償の額の決定に関する議決をお願いするものでございます。

記以下につきましては、1、損害賠償の額は、1,379万4,620円であります。

2、損害賠償の相手方は、佐々木一宏様であります。

住所につきましては、記載のとおりでございます。

3、事故の概要は、平成31年3月28日午前10時ごろ、美幌町字東1条北3丁目14番地の1、ロイヤルハイム301号室の入居に伴い水道開栓を行ったところ、凍結防止のため室内の蛇口が開放されていたことから、約2時間30分水が出た状態となり、301号室を初め、階下の201号室及び101号室を浸水させたものです。

今回の事故におきましては、開栓業務における確認方法に誤りがあったため、多大な費用の支出を伴う事故に至りましたことを担当部長として心からおわび申し上げます。

今回の事故を内部全体で共有した上で、日常の維持管理に努めているところであり、今後も、より十二分に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、御説明申し上げます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいま、建設水道部長より説明がありましたけれども、今回の水道開栓業務に伴う浸水事故に際しまして、被害に遭われた方に多大なる御迷惑をおかけいたしました。

水道事業管理者として、深くおわびを申し上げますとともに、今後、二度とこのような事故が発生しないよう十分に注意をしまいたいと存じます。

今回は、まことに申しわけございませんでした。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 今回の賠償額については、保険で対応して、100%保険で充当できるというふうにお聞きしておりますが、平成31年度水道事業会計は、5月臨時会で補正予算として1,060万円を損害賠償の概算払いのために議決して、承認

されて1,060万円の補正を組んでいるわけでございますけれども、それと保険金との関係について若干お聞きしたいと思いません。

まず1点目は、5月の補正予算の1,060万円は、いつ、誰にどのように支払われたのか。

2点目は、保険金で1,060万円は戻ってくると思いますが、どのような形で役場の予算に戻ってくるのか。

3点目として、戻ってきたときの1,060万円の運用をどのように考えているのか。

この3点。

それから大きい2点目として、この保険の種類と掛金はどのようにになっているのか。

例えば、ほかにどのような場合に保険の適用になるのか、その辺も具体的に説明いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 御質問の概算払いの件につきましてですが、5月10日に承認いただいた1,060万円の予算であります。これにつきましては、復旧に係る概算の予算として、速やかに修繕に入りたいということで、専決の処分をさせていただき、予算の確保を行ったところでございます。

それに伴って、概算払いは2回行っております。1回目につきましては、4月25日、259万1,463円、5月24日、400万円、計659万1,463円を概算払いとして佐々木一宏様にお支払いしております。

どのように戻ってくるかという御質問でございますが、これにつきましては、全国町村会総合賠償補償保険から、各被害者の方へ支払われることになっております。

そして、概算払いした額に関しても、その保険から町が直接被害者の方に支払いした額に対して保険が支払われることになっ

ております。

それに伴い、1,060万円のうち概算払いの659万1,463円をお支払いした額が町に保険金として入りまして、その後、その額については、次期予算の補正を行って減額していくという流れになっております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

町に入ってくる費用はどのようにということだったかと思えます。

先ほど、部長のほうからも説明ありましたが、損害賠償額1,379万4,620円に対しまして、2度の概算払いを行っております。その差額分を、保険から被害者に支払われることになっております。

町が概算払いを済ませた額につきましては、保険会社から町へ支払われるということになっております。

御質問にありましたとおり、専決事項の中で補正予算としてお認めいただきました1,060万円に対しまして、概算払いで支出しておりますが、残りにつきましては、減額の補正をする予定となっております。

概算払いした額につきましては、特別利益という形で歳入で見込むこととしております。

これにつきましては、今回、議決をいただいた後に、被害者と示談を交わして、以降保険金等の支払いということになっていきますので、9月定例会の時点では予算の整理をした中で、御提案できるのではないかと考えております。

以上となります。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） お尋ねの掛金、その種類、内容でございますが、掛金につきましては、4月1日現在の住民基本台帳の住民数に保険の分担金率をかけるということで、今年度につきましては、住

民数1万9,316人、この人数に分担金の率、住民1人当たり93.1円、これに乗じました合計で179万8,320円が今年度の掛金、分担金となっております。

あと、保険の内容でございますが、町の業務遂行上の過失に起因いたします事故について、本来、町が法律上の損害賠償責任を負う場合に対して支払われるということで、内容につきましては、それぞれ賠償責任保険、予防接種保険、個人情報漏えい保険、公金総合保険、補償保険という内容になってございます。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 保険の種類、掛金については、理解をいたしました。

1点目で理解できなかったのですが、補正の1,060万円のうち、六百何十万円しか使っていないというのがまず1点目、そのうち余った額は補正として戻す。

そして、使った額は保険金から充当された時点で、戻せないのが特別利益として歳入に入れるということですか。そういうことでよろしいですか。

要するに、1,060万円補正したけれども、約660万円しか使わなかったという話でいいでしょうか。確認です。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 5月臨時議会、また、全員協議会のときに、被害者に対して十分な保証をしていくという行政側からのお話がありました。

今回、約1,469万7,000円という賠償が決まったという形ではありますが、そこについて2点ほど質疑させていただきます。

まず、事故が発生したのが3月28日と

いうことで、約4カ月強、和解まで時間がかかっておりますが、どうして4カ月ほど和解まで時間がかかったのかということと、今後、こういうことがないに越したことはないと思うのですが、万が一、業務中の過失等で、またこういった事故が起こった場合、ほかの町民からすると、やはり行政からしっかりした納得した補償をしてもらえるのかというのを今回示せるかどうかというのが大事になってくると私は思っております。

そこで、今回、このオーナー1人以外にも被害に遭われた3名の方がいらっしゃると思いますが、4名の方にしっかり御納得をいただけるような、十分な補償ができたのかどうかということをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

事故の発生から和解に至るまでの期間ということでございます。

3月28日に事故が発生いたしまして、以降の部分、被害者含めて、いろいろ協議させていただいた中で、まずは、早期復旧ということを進めさせていただきました。

その中で、3階につきましては、4月末に入居が可能になりました。2階、1階につきましても、5月24日前後に入居と店舗の営業も可能になったということでございます。

それ以降も期間を要しているということなのですが、現場の復旧を急いだということもありまして、復旧費に係る損害賠償額ということで今回提示させていただきましたけれども、その額確定につきましては、やはり専門家の中でいろいろ調査、鑑定が必要だったということがありまして、町独自では額を確定できなかったということがございます。

専門家の判断をいろいろいただく中で時間を要したということがありますし、詳細

な額の確定につきましては、弁護士等のお力も借りたということがありまして、そこでのやりとり等にも時間を要したということで、極力早期にということを進めていたつもりではありますが、結果的にはこれだけの時間を要したということでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 期間については理解いたしましたが、被害に遭われた方がしっかり御納得いただいた上で、今回示談に至っているのかどうなのか、そこを教えてください。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 被害者の方4名につきましてですが、弁護士からと私どもからも含めて御説明させていただいて、現在2名の方に関しては示談を既に終えております。

あと2名の方についても、内容について理解をしていただきまして、これから示談の進めを進めていける状態でございます。

皆さんその内容については、御理解をいただいているというふうには私どもで認識している状況でございます。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 被害に遭われた方がしっかり御納得いただいて気持ちよく示談に応じているのであれば、こちらとして問題はないかなというふうには思いますが、当初のお話ですと、賠償保険で対応できるのは時価額までということで、時価額を超える部分は法律的にも対応する義務はないと言われていたかと思うのですが、そのあたりでもめたりということはないのでしょうか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御

質問でございますが、復旧費に係る部分、建物等、また、什器等、いろいろ資産の鑑定仕方があるようでございます。

建物等につきましても、今回の事故が直接的原因なのか、リフォーム的なものの復旧等が混ざっていないのかというようなことも含めて、鑑定をされたということになっていまして、建物の復旧の部分でも、一部鑑定結果として、対象外に除いたものもございまして。

また、什器等につきましても、購入後の経過年数等の部分で、残存価値がどれくらいあるのかということの中で鑑定をして、結果が出ておりますけれども、そこら辺の部分も再調達価格といいますか、そこができるできないということの判断もいろいろあるかと思っております。

今回につきましては、什器、備品等につきましても、50%程度の鑑定額ということで結果が出ておりまして、それらについて御了解をいただいたものと解釈しております。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 私からは、2点ほどお尋ねしたいと思います。

今回の水道事故につきましては、町民の皆さんから厳しい指摘を受けているところでございます。損害額1,469万7,000円ということでございます。

8月9日の全員協議会でも説明されましたけれども、改めて今後に向けての具体的な再発防止策を示していただきたいと思っております。

それから、2点目でございます。

当初の予算額、先ほどもありましたけれども、1,060万円ということでございます。今回、400万円ほど増加してございます。その400万円になった、主な具体的な理由についてお聞かせいただきたい

と思います。

この2点でございます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（川原武志君） 今後の再発防止に関しては、既に実施しておりますが、水道の開栓業務に係るマニュアルを作成いたしまして、入居者、退去者の方から随時受け付けを行い、その後、開栓の業務に至るまでの部分についてマニュアル化して、さらに特殊な構造の建築物、取り扱いを注意しなければならないという施設に関してもその中に盛り込みまして作成いたしました。

既に8月1日から実施しているところでございます。

もう1点の1,060万円、主幹から金額の内容については御説明させていただきます。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 予算額に対する御質問でございます。

4月22日付で専決処分し、5月10日に議決をいただいた1,060万円でございますけれども、この時点では、復旧費用が判明していない部分が多かった部分がありましたけれども、おおよそ判明しておりました3階301号に係る金額から想定をしまして、1,060万円と見込んだものであります。

結果としまして、損害賠償額が膨らんだ部分でございますけれども、大きな増加理由としましては、201号、101号、下の階の部分の建築に係る復旧費用が大きかったこと、また、電気工事及び什器、備品等の損害が大きかったことにより損害賠償額が増加したということでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 7番馬場博美さん。

○7番（馬場博美君） 2点目の予算については了解いたしました。

1点目の中で、再発防止策で8月1日か

らやっているということで、今回の教訓の中で、私は相手の立会が必要ではなかったかなというふうに思いますけれども、このマニュアルの中には、開栓するときの相手の立会が入っているのかお尋ねします。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） 再発防止策の関係です。事故以降、当然、内部で注意を重ねておりました。

マニュアルにつきましては、それらを最終的に整理しまして、8月1日から正規のマニュアルとして活用しているところであります。

今御質問の立会の部分でございますが、一般的な住宅等の開閉栓業務とあわせまして、今回の対象にもなりましたロイヤルハイムにつきましては、立会による開栓を基本とすることで明記をしております。

また、同様の施設等につきましても、立会を優先して、立会ができない場合にはどうするかというようなことで、2重、3重のチェックをしていながら進めるように明記をして、取り組んでいるところであります。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 1点だけ、特殊な施設であったということは、最初、事故の関係で聞いていますけれども、この事故後、検証するのに、水道事業の職員、開栓業務に当たる人が現地に行って、一度こういう特殊な設備だからこういったところできっちりチェックするというのを全職員でやったのかどうか、その辺のことだけ、マニュアルを幾らつくっても、実際に、我々も議員として、写真とかいろんなものをいただきました。

その現場に行って、開栓に当たる職員全員が、そういった特殊なことで、こういったところをチェックしていかないと再発防止にならないということを全職員が行ったのかどうか、その辺だけお尋ねしたいと思

います。

○議長（大原 昇君） 水道主幹。

○水道主幹（御田順司君） ただいまの御質問でございます。

御指摘がありました現地での確認を行ったかということにつきましては、現地の確認は行っておりません。

マニュアルにも記載した部分と職員間での共有はしたつもりであります。ただ、現地を見ていないという部分がありますので、今後、確認を含めて再度徹底をしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 当然、職員ですから人事異動等がありますので、通常の一般的な建物の開栓業務とかわってきますので、やはりそういう特殊な装置だとすれば、職員が変わった都度、そこに行ききちんと点検して、こういったことを落ち度のないようにということを、今後、ぜひ現場の責任者として徹底していただいて、本当に再発防止できるように、万全な体制で取り組んでいただくことを期待したいと思います。

以上です。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまお話がありましたとおり、このたびの事故は、水道施設の適切な管理体制、開栓時の配慮が足りなかったことが原因となって、あってはならない事故でございます。

今、お話のあった部分を含めまして、職員の意識改革を諮りまして、チェック体制を整え、先ほど部長からありましたように、施設ごとの適切なマニュアルを整理しまして、二度とこのようなことが起きることのないように、再発防止のため、徹底した対策を講じたいと思っております。

今御指摘のありました職員の研修、異動ごとに関しまして、定期的を実施するようにしてまいりますので、どうかよろしく

御理解をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 今回の事故、保険等の対応は今の説明でわかりました。

住民の方も納得して、了解をいただいたという説明でありました。それは理解いたします。

ただ、今回の説明の中で、最終的に、言わなければ、水道管理のほうの過失でこういう事故になったと私は理解しております。保険で対応できるから、町の金銭的被害はないからそれでOKということには、町民の方は多分理解しないだろうと思っております。

それで、今回のこの事件に対して、処分といいますか、最終責任をどのように決めているのか、説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回の事故につきましては、議員の皆さんから御指摘のとおり、町民から厳しい指摘を受けていることは理解しているつもりであります。

事故内容についても、総額1,400万円を超える金額を支出するということであります。

その財源が全部保険で充当されるからという思いは、全く私は思っておりません。

逆に、約1,500万円を支出するような、事故を起こしたことに対する責任をしっかりと受けとめたいというふうに思っております。

最終的には、今回事故に遭われた方々は、示談に応じておられますし、議決後、示談をできる形にはなっておりますけれども、どうしても本人が100%満足いただけるものかどうかという部分については、ある程度、私ども自治体が出せる一つのルールということではないのですが、一般の状況の中で判断して、保険が出ないから出さないというよりも、そういった中では、専門の方々、弁護士の方々に入

ってもらって、どこまで私どもとして支払いができるかという話をさせていただいて、その結果、相手の方に御理解いただいたというのが状況であります。

そういう意味では、中には十分というようなことは、なかなか私の立場からは使えないのかなというふうには思っております。

そのことも踏まえて、今回の部分で考えるならば、やはり実際に業務に当たる担当者から、それから、私も含めた組織体全体としての問題がかなり浮き出されたというふうに思っております。

実際に、開栓したものを考えれば、明らかに通常のパターンと違った時に、同じ動作をさせたからといって、それが正しいかどうかというところでいけば、私も現場を見させていただければ、普通と違うという一言を、例えばきちんと上司に確認するか、そういうような配慮が欠けているというか、そういうもの全体がやはり足りなかったり、そこに本当にマニュアルとしてつくる前に表示でこういう状態だからこうですよとか、そういうものがたくさん浮き彫りになってきて、それを、水道グループ内でしっかりとマニュアル化をする。

それから特殊性の部分については、しっかり明示するというのをやらせました。

その中で、先ほど上杉議員からありましたけれども、現場でそれぞれ開栓する人間が現実にきちんとやるということもしなければいけないということは、先ほど副町長からお話しをさせていただいた状況であります。

最終的には、水道事業の管理者として、やはり、このことをどのように受けとめるかということに起因することです。そのことについてはしっかりと受けとめた中で、自分なりの判断をして、また皆様に御相談していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） 4番高橋秀明さん。

○4番（高橋秀明君） 今後、処分等をきちんと精査して、答えを出しますよということの理解でいいですか。

その中の答えが見えなかったものですから、町民の方もこのままで各担当職員等の処分の内容は別として、そういうものはあるのかないかということの関心もあるわけです。そういう意味を含めて再度お伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 私が今述べさせていただいたのは、職員に対しては、一つの懲戒処分の審査会を副町長以下で実施いただいて、その結果に基づいて、8月8日に警告処分ということで4名の職員にしております。

その件については、改めて何か懲戒処分の審査を再度やり直すという考えは持っておりません。

ですから、職員としての処分は既に終了しているという中において、先ほど言った水道事業管理者としての全体の責任をどういうふうに考えるかという部分を、今私なりに考えさせていただいている状況でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第51号損害賠償の額の決定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和元年第5回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時10分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員